

長建協発第187号
平成23年 7月20日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

東日本大震災に伴う災害復旧等に係る建設業附属寄宿舍の
法定基準の確保について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災における災害復旧工事等には、県外からの労働者も建設作業に従事しており、現在、その宿泊先は旅館等の宿泊施設、借り上げアパート、建設業附属寄宿舍等となっております。

今後、災害復旧工事等の増加に伴い、寄宿舍の設置数も増加することが予測される中、設置のための適切な用地の確保が困難となってくるため、労働基準法及び建設業附属寄宿舍規程で定める基準に適合しない寄宿舍の設置が懸念されます。

このため、寄宿舍の設置・運営に当たっては、労働基準法及び建設業附属寄宿舍規程を遵守するよう、厚生労働省労働基準局監督課長より別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。